

第1回文京総合体育館建て替え地検討協議会

会 議 録

日時：平成19年10月22日

午後6：30～8：35

場所：シビックセンター24階

区議会第一委員会室

文京区企画政策部企画課

第1回 文京総合体育館建て替え地検討協議会会議録

「委員」

会長	市川宏雄
副会長	中村昭雄
委員	諸岡健至
委員	鷺田勇
委員	小山内清孝
委員	渡辺泰男
委員	宮田昇
委員	小森谷雅弘
委員	小池邦夫
委員	河西輝久
委員	菊池清
委員	袴田登喜造
委員	白鳥宗一
委員	内田青蔵
委員	藤井英二郎
委員	伊藤秀一
委員	香川ヒサ
委員	桐谷政子
委員	山崎範子
委員	湯淺よしみ

「幹事」

企画政策部長	青山忠司
総務部長	岡崎義隆
区民部長	三縄毅
都市計画部長	小野孝道
土木部長	松田照雄
教育推進部長	下田一美
企画課長	小野澤勝美
特命担当課長	椎名裕治

アカデミー推進課長	松 井 良 泰
計画調整課長	高 橋 豊
建築課長	海老澤 孝 夫
みどり公園課長	遠 藤 道 雄
施設管理課長	中 村 賢 司
庶務課長	竹 澤 正 美

○企画政策部長 お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

それではただいまから、文京総合体育館建て替え地検討協議会を始めさせていただきますと思います。

会議本体に入ります前に、委嘱式等がございますので、私の方から進行させていただくということで、企画政策部長の青山でございます。よろしくお願いいたします。

本日委員となられる方、お一人を除いて現在ご出席されております。ですが、お見えになるというご連絡がございますので、委嘱は後で、私の方から個別にさせていただくということで始めさせていただきますと思います。

まず委嘱式でございます。これから、成澤区長の方からお一人ずつ委嘱状をお渡しいたします。私からお名前をお呼びいたしますので、恐縮ですけれども、自席にてご起立いただき、委嘱状を受け取りいただきたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

(委嘱状の交付)

○企画政策部長 市川宏雄様でございます。

○区長 委嘱状、市川宏雄様。文京総合体育館建て替え地検討協議会委員を委嘱します。平成19年10月22日、文京区長成澤廣修。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長 中村昭雄様。諸岡健至様。鷲田勇様。小山内清孝様。渡辺泰男様。宮田昇様。小森谷雅弘様。小池邦夫様。河西輝久様。菊池清様。袴田登喜造様。白鳥宗一様。藤井英二郎様。伊藤秀一様。香川ヒサ様。桐谷政子様。山崎範子様。湯淺よしみ様。

それでは、続きまして、成澤区長よりご挨拶がございます。

○区長 皆さんこんばんは。区長の成澤でございます。皆様には何かとお忙しいところ、貴重なお時間を割いていただきまして、平成19年度第1回の文京総合体育館建て替え地検討協議会にお集まりをいただきましたことは、まずもって、心より御礼を申し上げたいと存じます。

日ごろから、区政への各般にわたりまして、ご指導ご協力をいただいている委員の皆さまには、これから翌年、明年の3月までの約6か月間をめぐらして、ご尽力いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて本区では、区民のだれもが身近なところで心身をリフレッシュさせ、同時に体力向上も図れるよう、スポーツ施設の整備充実に取り組んでまいりました。昭和42年、今から40年前ですが、文京総合体育館を湯島に開設し、温水プールを併設するなど、当時としては最先端の施設整備を行ったところでございます。また、昭和61年には、より施設規模の大きな文京スポーツセンターを開設し、区民が身近にスポーツを楽しむことができる環境整備を図ってきたところでございます。しかしながら、総合体育館は、築後40年の経過の中で、老朽化が極めて著しいことから、建て替えが緊急の課題となっており、かねてより建て替え地の検討をしてまいりました。当初、区では、建て替え地としては、元町公園等を活用し、公園と一体的に整備する案を都市計画審議会に諮り、準備を進めてきたわけですが、本年8月に開催されました都市計画審議会においては、

本計画については再検討されたいとの答申がなされたことは、皆様もご存じのとおりと存じます。

私は、区長就任後の所信表明において、元町計画については、区民の皆様の意見を聞き、区民に有益な計画となるように取り組むとお示しをしたところですが、都市計画審議会の答申も踏まえ、区民参画の協議会を設置し、改めて体育館の建て替え地等の検討を行うこととしたわけでございます。今回、皆様にご参加をいただいておりますこの検討協議会は、総合体育館の建て替え地の選定に向けて、学識経験者、地元住民の代表や、公募区民、スポーツ関連団体、青少年関連団体、さらには文化財の専門的知識を有する先生方に、体育館の建て替え地等について、広範な検討を行っていただき、区民にとって有益となる体育館の建て替え地を選定していただくことをお願いするものでございます。それぞれの候補地については、多様なご意見があることは承知をいたしてございます。ですが、本協議会では、あくまで総合体育館の建て替え地はどこにするのかについて、皆様のご意見の集約をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、区政運営の4原則として、ガラス張りの区政とする透明性の確保、区民との合意形成に努めるための説明責任、協働・協治を進める区民参画、納得のいく結論を導くための公平性を皆様にお約束をいたしております。本協議会での検討は、まさにこのことの実践の一つであろうと考えておりますので、どうぞ皆様にもお受けとめをお願いできればと思います。

委員の皆様には、将来世代の区民にとっても有益となる体育館の建て替え地の選定に向けて、ご協力を心よりお願いを申し上げる次第です。

以上簡単ではございますが、文京総合体育館建て替え地検討協議会の開催にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画政策部長 お手元に協議会の委員の名簿を席上に配付してございますので、ご参照いただきたいと思っております。

それから、私ども区の幹部職員が幹事として出席しております。私の方から順にご紹介させていただきます。

岡崎総務部長でございます。三縄区民部長でございます。小野都市計画部長でございます。松田土木部長でございます。下田教育推進部長です。それから、小野澤企画課長でございます。椎名特命担当課長でございます。松井アカデミー推進課長でございます。遠藤みどり公園課長でございます。高橋計画調整課長でございます。海老澤建築課長でございます。中村施設管理課長でございます。竹澤庶務課長でございます。

以上、幹事でございます。よろしく願いいたします。

最後に私企画政策部長の青山でございます。よろしく願いいたします。

以上で幹事のご紹介を終わらせていただきます。

ここで、成澤区長は用事が入っておりますので、ここで退出をさせていただきたいと思っております。

○区長 それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画政策部長 それでは、会長の互選に入らせていただきたいと思います。

設置要綱、第7条2項によりまして会長、この会の、協議会の会長でございますけれども、学識経験者の中から委員の互選で選任するということになってございます。いかがでございましょうか。

○諸岡委員 市川委員にお願いしたいと思います。

○企画政策部長 市川委員というお声がありましたけど、いかがでしょうか。

(異議なし)

○企画政策部長 それでは、会長は市川先生にお願いをしたいと思います。

どうぞ、席を会長席の方にお移りいただきたいと思います。

それでは、会の方の進行を市川会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○市川会長 それでは、ご指名でございますので、微力ながら、今回の協議会の責任者として会を進めさせていただきます。

簡単な自己紹介をしておいた方がいいと思いますけど、私は文京区本郷で生まれ育って、そして現在も住んでいて、いわば私としては文京区は、60年近く生まれてからいるわけですが、いろいろな形で変わってきたと思っていますし、色々な東京の計画にかかわっておりますが、その中では、私が生まれ育ったからというわけではないんですが、やっぱり非常に一番いいところじゃないかと思っています。そういうわけで、今回この大役を仰せつかりまして、ぜひしっかりした結論を出したいと思っています。

ちょうどこの湯島の体育館は、私が高校だか大学だか、そのころできた体育館で、そのころはすごいなと思ったんですが、その後、茗荷谷の方にもできて、思い起こせばもう40年なんですね。そういう意味では、とても大きな節目なのかなと思っています。そういうこともございまして、今回ぜひこの協議会では、皆様のご意見を伺いながら、すばらしい結論を出したいと思っています。

それから、実はこの会の運営に当たりましては、私の補佐という形で設置要綱第7条第4項に、副会長を置くことになっております。これは私が何かあった場合の代理という役割と、会の運営についての補佐をお願いするわけでございますけれども、これにつきましては、ご経験豊富な大東文化大学大学院の法学研究科教授の中村昭雄委員にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○市川会長 ありがとうございます。

では、中村委員に副会長をお願いしたいと思いますので、席をこちらにかわっていただけますか。

では、副会長の方から一言ご挨拶をお願いいたします。

○中村副会長 ただいま副会長にご指名いただきました中村でございます。

会長を補佐し、委員の皆様方のお力添えをいただきながら、本協議会の所期の目的が達成されますよう努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○市川会長 いよいよ協議会を開催するわけでございますけども、今簡単にお手元に、皆様のお名前のリストがございますが、できれば簡単に自己紹介を、お時間もなるべく1分以内ということで、ご紹介願えますでしょうか。諸岡委員からお願いします。

○諸岡委員 今、元町公園のある場所、地元の本郷二丁目元一会の会長をしています諸岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鷺田委員 私は、元二親和会といたしまして、一番地元の元町公園のある、一番接した町会の町会長をやっています。鷺田と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

○小山内委員 小山内と申します。私は、総合体育館のある竜岡会の会長をしております。私もかれこれ三十数年住んでおります。以上です。よろしくお願いいたします。

○渡辺委員 私は、文京区の向丘地区の町会連合会の会長をやっております渡辺と申します。

うちの地区は、東大が近くにあります。よろしくお願いいたします。

○宮田委員 私は、根津弥生七ヶ町連合会に所属しております根津宮本町会の副会長をやっております宮田昇と申します。よろしくお願いいたします。

○小森谷委員 私、小森谷なんですが、千駄木二丁目東町会の副会長をやっております。昭和54年からサンデートレーニング汐見という体操のグループをずっとやっております、湯島の総合体育館を何度も、使わせていただいておりますので、そういう面で、何かお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

○小池委員 私、文京区町会連合会の駒込地区の副会長を仰せつかっております、浅嘉町会の町会長をやっております小池と言います。よろしくお願いいたします。

○河西委員 青少年対策湯島地区委員会の副会長をやっております河西と申します。前PTAのときには、四中跡地問題協議会の委員もさせていただいて、何かまたいろいろとお役に立てればなと思っております。よろしくお願いいたします。

○菊池委員 私、地元本郷台中学校担当の青少年委員をさせていただいております菊池清と申します。私も同じく四中の跡地の問題のときに委員をやらせていただいております。よろしくお願いいたします。

○袴田委員 湯島の総合体育館のそばにあります無縁坂の集合住宅に住んでおります。体育協合理事長の袴田です。よろしくお願いいたします。

○白鳥委員 文京区体育指導委員会の会長をやっております白鳥と申します。文京区には、33名の体育指導員が教育委員会から委嘱を受けておりまして、その会の会長をやっております。よろしくお願いいたします。

○藤井委員 千葉大学の藤井と申します。専門は、庭園であり、あるいは樹木であり、緑地関連の専門でございます。あわせて文京区では文化財審議委員もやっております。どうぞよろしくお

願いをいたします。

○伊藤委員 私、伊藤と申します。文京総合体育館で、そこを主な練習場として水泳をやっております。潮スイミングクラブの代表をしております。我々のクラブはもう創立29年になるんですが、毎週土曜日の午前中、体育館のプールを全面貸し切りで80名ぐらいの会員が毎週泳いでいるということで、今度の建て替え問題、老朽化問題については、非常に関心がありまして、公募をさせていただきまして、選んでいただけたということで大変光栄に思います。将来に悔いのない結論が出せるよう、私もここで区民としても意見を申し述べて、結論に貢献したいと思います。よろしく申し上げます。

○香川委員 本郷五丁目に住んでおります香川と申します。文京の文化環境を活かす会という会の名前のおりの活動をしている会の代表でございます。文京の体育館をどこかに移すということで、文京の町並みがどういうふうになるかということに大変関心を持っております。よろしく申し上げます。

○桐谷委員 本郷に住みまして50年になります。総合体育館ではバレーボールをしておりまして、30年間利用させていただいているんですが、チームの部員の方もみんなとても関心がありまして、今回のことに関しましては、みんなから後押しをされまして、頑張ってくるよということ、何とかご協力できればと思って参りました。よろしく申し上げます。

○山崎委員 根津に住んでいます山崎範子です。こういう席は初めてなんですが、今は、ふだん千駄木一丁目にある、千駄木ふれあいの杜という緑地の、市民緑地の管理委託を受けて鍵開けの当番をしております。よろしく申し上げます。

○湯浅委員 湯浅でございます。建て替えの候補地になっております元町小学校を卒業し、中学、高校も隣の学校を卒業して、地元に住んで、代々で、私で5代目です。体育館も利用者の立場から、ぜひ区政に参加できたらなと思ひまして、今回応募いたしました。よろしく願い申し上げます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会の運営でございますが、本協議会は新たに設置したものでございますので、幾つかこの会の運営について確認をしておきたいと思ひます。

まず、会の日程につきましては、会長と事務局に一任していただきたいということが、まず確認事項でございます。また、次の会議の開催日時については、必ず会期中に次回はいつということをお知らせいたします。

それから、次に、この会議時間でございます。本日6時半から開始いたしましたが、2時間ということをお考えしております。ですから、6時半から8時半ということをお考えしております。

また、会議の公開につきましては、原則常に公開でございます。傍聴ルールにつきましては、既に区で定めているようでございますが25人が定員でございます。

それから、議事録作成のためには、会議の内容を録音させていただきますので、これはご了承

願いたいと思います。

それから、会議録につきましては、委員の発言を全文記載し、発言者の個人名を表示いたします。会議録の作成は、事務局で調整後、会長、私が確認した上で、次回の協議会で提示します。そこで、委員各位の確認を経たところで公開いたします。皆様のご発言の確認をしないで出すことはございません。

それから次に、会議においては、発言の際には必ず挙手をしていただいて、どうぞと言われたらボタンを押してご発言ください。

以上でございます。通常は、こういう審議会のパターンでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の本題に移ることにいたしますが、まず、先ほど区長からご挨拶がございましたが、区長からの諮問の趣旨、設置要綱について確認をしたいと思いますので、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○特命担当課長 それでは事務局、特命担当よりご説明させていただきたいと思います。失礼ですけど、座ったままでよろしいでしょうか。

まず説明の前なんですけども、資料の確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

きょう席上で配った資料がございますけども、その他についてはとじられてございますので、こちらの方を見ていただく形になります。式次第と書いてございますけども、1ページめくっていただきますと、そのところに、配付資料一覧ということで、資料1から資料12まで載っています。これで、隣にページ数が載っているということで、会議の進行で、ページ数等を確認するときは、ここに出ているところをまず確認していただければよろしいかと思います。こういった資料構成になっていることを確認していただきまして、さっと見ていただければと思いますけど、もし万が一資料がないということであれば、すぐにお手を挙げていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

大丈夫そうでしょうか。それでは、説明に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

先ほど区長から挨拶の中で、実質的に諮問の概要の説明があったところでございますけれども、諮問文に関してまず説明させていただく前に読み上げさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

文京総合体育館建て替え地検討協議会会長殿、文京区長 成澤廣修。

文京総合体育館建て替え地検討協議会設置要綱第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。文京総合体育館建て替え地の選定について。

趣旨説明。文京総合体育館は、建設から既に40年が経過し、施設の老朽化が著しく早急の対応が必要となっており、設備についても長年の歳月の経過で更新作業も限界で、建て替えることが最善の方策であると考えております。

そこで、貴協議会に文京総合体育館の建て替え地について、広範な議論をしていただき、区民にとって有益となる体育館の適地を答申していただきたいと願っております。これが諮問文でございますので、どうぞご確認ください。よろしく願いいたします。

次のページをあけていただければと思います。

次が検討協議会の設置要綱になってございますけど、これについては簡単にご説明させていただきたいと思います。

一番上の目的と、これが第1条になりますけど、次が第2条、所掌事務になってございます。これは、今説明したとおりの内容が書かれているということでご確認くださいと思っております。それと第3条に協議会の人数20名ということでございます。4条が委員構成ということになりますけど、これについては、少し説明させていただきたいと思います。

先ほど席上配付させていただきました委員名簿をあわせて見ていただきながらよろしく願いいたします。

まず4条なんですけども(1)として学識経験者ということで、学問的見地からのご意見や、協議会の運営について、重要な役割を担っていただくということで、大学の先生方、お二人にお願いしたということでございます。

次の第2番目が町会連合会の推薦による方ということになってございます。本郷エリアの地区町連からすべて出していただいています。特に湯島・本郷地区町連に関しては、元町、旧第四中跡地、また現地体育館、これのすべての地元ということもございまして、特に3名をお願いしているということになってございます。その後、向丘、根津弥生七ヶ町、汐見、駒込についてはお一人ずつお願いしたということでございます。

その次3番目、4番目ですけれども、体育館ということですので、青少年関係の団体からお一人ずつお願いしたということでございます。

5番目、6番目になりますけども、こちらの方はスポーツ関係の団体、やはり体育館ということですので、お一人ずつお願いさせていただいたということでございます。

7番目として、元町が課題になってございます。文化財的な価値、歴史性ということが課題になってございます。ということもございまして、文化財等の専門的知識を有する先生方お二人にお願いするというところでございます。

最後に公募委員ですけれども、こちらに関しては、全体の25%になるようにということで5名とさせていただきました。面接等をさせていただきながら、選ばせていただいたということでございます。というのが委員構成となってございます。

以下、委員の任期、その他について説明があったとおり、また、挨拶の中であったとおり、会長互選等についてもここにごございますので、省略させていただければと思います。

要綱についての説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○市川会長 以上は説明でございますので、審議事項ではございませんが、もし何か事実関係等

につきましてご質問があればお伺いいたします。いかがでしょうか。

○香川委員 第6条なんですけど、「委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。ただし、第4条第1項第8号に規定する委員以外については、この限りではない。」というこの文章は、簡単に言えば、公募委員以外は補充できるということですよ。

○市川会長 そうです。そのまま読めばそうです。

○事務局 すみません。発言のとき、マイク入れていただけますか。

○香川委員 ごめんなさい。聞こえませんでしたか。

第6条を平たく解釈すれば、公募委員以外は補充できる。公募委員は補充できないという意味ですよ。そうですよね。

○特命担当課長 そのとおりでございます。公募委員以外については、例えば文化財の先生なんかについても、やはり文化財審議会の中から選ばせていただきたいと。また団体についても代表等で選ばせていただきながら出ていただくことが可能だと思いますけれども、公募委員に関しては、今回選ばせていただく中でも相当の期間をかけて実質上やっております。それは区報での公募、また面接その他、そういったことの中では、現実的に公募委員について、欠けた場合に補充することは考えておりませんので、そのようにやらせていただきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○香川委員 何かすごく不公平な、私たち一段下げられたような気がするんですよ。公募委員も21名あったと聞きました。その中で私たち5名が選ばれたんですが、私はもうずっと出るつもりではおりますけれども、何らかの事故があつて出られなくなったときに、4名になってしまったり、または3名になってしまったりというときに補充できないというのは、やはりこれはちょっとおかしいと思うんですよ。21名の中から改めて選んでもよろしいんじゃないでしょうか。

○企画政策部長 今課長から説明しましたけども、公募の場合は、一定の手続を踏んで、それで皆さん方に同じ土俵に立っていただいて、面接を受けていただいて、それで5人の方をお願いしたという経緯がございます。ですが、一方団体の代表の方については、団体の推薦をご依頼をして、それでお願いしております。手順が違うんですよ、全然。ですから、委員の方が欠けないことが一番いいわけですが、もし万が一欠けた場合に、団体の場合は団体に推薦を依頼して、それで再度推薦依頼することは可能ですけれども、公募委員の方は再度募集をして、また公平な状態をつくってから、また選定をしなければいけないという作業が入ります。それは私どもは考えていないということです。ですから、ただ補充するかどうかは、実際に会長と相談をいたしますけれども、団体の場合ですね。基本的にはそれをルールとして、定めたということです。

○伊藤委員 私この公募のアナウンスがあつたときに、ぜひ利用者の枠をまた設けていただいて、それで応募させていただけるといいなと思えました。たった5名ということで、私も区民一般の人たちの枠にもぐり込む、もぐり込むというのは変ですが、ぜひこのことについては一緒

に考えさせていただきたいので手を挙げたんですけども、ですから、非常に公募の委員5名というのは貴重な、区民からの自由な発言の機会だと思いますので、やむを得ず欠員になるような場合においては、ぜひ、少なくとも5名を、選挙においても次点みたいなものがあるわけですから、選んで、補充していただけるようお願いしたいと思います。

○市川会長 ちょっとよろしいですか。今回の公募委員の応募いただいてから決めるまでどのくらいお時間をかけているんでしょうか。

○特命担当課長 大体1カ月半ぐらいかと思います。

○市川会長 今の、もちろん委員に何もなければ問題ないですけど、実は、半年間で相当なボリュームことをこれからやっていって、淡々と結論を出さなきゃならない状況にある中で、今のお話について、まず次点については、次点ということを言っていないわけです、今回の応募者は。ですから、もう一回初めからやることになると思います。そうしますと、告知をして、具体的にやると2カ月ぐらいはかかると思うんです。それで、そういう段階で、例えば、今始まりました。12月ぐらいに、ちょっとやむを得ない状況で委員が変わることになります。その方が後から入った段階で、キャッチアップできないんですね。それで、だからと言って1人減ったから公募委員の意見が弱まるということは全くございません、私の判断では。恐らく、1人であっても有力な意見をおっしゃれば、それは10人力でもありますし、余り人数のことでご心配なことはないとは思いますが、それは、私の印象ですけども。あと、この設置要綱なるものが、ここで議論して変えるものなのかどうか、それは事務局いかがなんでしょうか。

○企画政策部長 一応これは、協議会を設置するに当たっての基本的なルールを区として決めました。ですから、これはこの枠の中でお願いしたいと考えています。

○市川会長 ほかに委員の方ご意見ございますか。

○鷲田委員 例えば、町会長として来ているわけですけども、私が出られない場合はうちの町会のどなたかを出せと、こういうことになりますか。

例えば私が出られない、そういう場合に、また私のかわりにだれか出さなければまずいわけですか。

○市川会長 事務局。

○特命担当課長 できるということになってございますが、必ずしもすぐに出さなきゃいけないと、そういう趣旨ではございませんのでよろしくお願いしたいと思います。

○市川会長 この文案は補充をしない。ただし、できることがあるということでございますので、補充はしないことは前提でございますということです。

○伊藤委員 キャッチアップはできないから補充は難しいというお話でしたが、ほかの委員に関しても、それは、条件は同じわけです。ですから、公募の委員だけを補充ができないとするところが、もう既に21名と私も聞いていますから、そういう人たちが、ぜひ発言したいということで手を挙げているんですから、そこから選ぶというのはそんなに不公平なことではないんじゃない

かと思うんですが、いかがでしょうか。

○市川会長 ちょっと私の発言が誤解を。要するに、別にそれは個人だろうと団体であろうがキャッチアップは大変だということでございますので、ここでは補充をしないことが前提であって、場合によっては補充することがあるということで、恐らくこの流れでいって、かなり審議が押し詰まってきましたと、通常は補充しないですよ。よほどのことがない限り。どうしても替えがないと困るといった場合採る。今回で言うと、文化財の専門家がお二人入っておられますけれども、どうしても欠けたら困るという場合以外については。それほど余りこのことで議論をしたことはないものですから、そんなに人数にこだわることはどうかと。もちろんご意見の趣旨はわかりますが、そもそもこの要綱についてここで審議すべきことなのかどうかについて、事務局もう一回お願いいたします。

○企画政策部長 要綱は、先ほど申し上げたとおり、ルールとして定めたものであります。これに従って公募を行い、そして各団体推薦の委員さんをお願いをして、結果がこうなったということですので、このルールの中でお願いをしたいと考えております。

○市川会長 ほかの方どなたか、委員の方ご意見ございますか。

○小森谷委員 やっぱり原則補充なしというのでいいはずですから、よっぽどこの時点で不足あるときに補充を考えて、原則補充なしということでこの会は進めた方がいいと思います。

○市川会長 恐らくこういうことの見解はなかなか結末が出ないので、どうしようかということになるんですけど、これはそもそもこういうルールで始めたことであって、この場で要綱を審議して変える変えないという議論は、そもそもこの場の議論ではないと思っています。これについて委員の方で、いや違うよ、こうだという意見があれば、ほかの発言者以外の方から何かございますか。

○山崎委員 こういう協議会が初めてなので、ちょっと心構えとして、私も今、これは疑問だなと思ったところなんですけど、あともう一つ、最後答申しますよね、この最後に。これと言うのは、最終的に20人で、一つの結論を出すというようなことに最終的になることを目指しているんですか。

○市川会長 答申は答申ですから、意見は一つです。

○山崎委員 最終的には一つ。

○市川会長 最終も、とにかく答申ですから一つになります。

○山崎委員 わかりました。

もう一ついいですか。余り長引かせない方がいいですけど、第9条の2番…。

○市川会長 ちょっとまず今の議論で、今第4条のことで出てきた話についてのご意見を伺ったんですから、それがあかないか。

○山崎委員 意見があるとすれば、全部の委員は平等であって、これがおかしいなというのは私も感じていました。

○市川会長 平等であるかないかという議論は難しいと思うんですけど、何をもって平等とすることかということですよ。それで、私がお伺いしたかったことは、こういうルールがあって、これを前提に公募がされて、そしてここできょう協議会が始まったということについて、新たにこのことについて、文案について、ここで協議をして、なおかつそれに対して議論すべきかどうかということについてのご意見を伺っているわけです。それについてのほかの委員の方のご意見があるかどうか。

○山崎委員 今の意見は、今後こういうことがあるときにやはりこうじゃないかという、補充ができるとかできないに差があることは全く説明はなくて集まっているのですから、意見として聞いてもらうというか、考えてもらえるのか、もうこれはルールで決めているから、もう全く考えませんよというお返事かどっちかいただければ済むんじゃないかと思います。

○市川会長 ほかに何か。発言されていなかった方。

○諸岡委員 短期間で行う協議会でございますので、途中で、大体原則としてかわらないということが原則だと思うんです。というのは、今までの会議のいきさつというようなことは、新たな委員になる方、議事録があっても、直接の雰囲気というのはわからないと思うんです。したがって、この要綱どおりで私はいいと思います。

○市川会長 本日実は、非常に多くの議題を抱えておりまして、1回2時間ということでやっておりますので、このことについては、もちろんご不満もあると思いますけども、結論が必要かと思えます。私は、これはルールで始まったことでございますので、このルールはお受けいただきたいと思えます。これについて、ここで挙手をとるのもおかしいので、もしよろしければ拍手をお願いいたします。

(拍手)

○市川会長 きょうのご意見は、議事録にとどめることでよろしゅうございますか。これでこの後この会を進めてよろしいでしょうか。

では、一つだけ。

○香川委員 皆さんがそうおっしゃるんでしたらそれはしょうがないとは思いますが、このルールに従って公募をしたということを区の方はおっしゃっているんですけども、このルールという、これ自体を、私たちというか、私は初めて今回見たんです。それで、公募の前に、こういうことでこの審議会を始めますよという説明は何もなかったんです。ですから、この項目に関しては、この会ではもう仕方がないとは思いつつも、次、きちんとそれは考えてほしいと思えます。それは申し入れます。

○市川会長 わかりました。そのことは今後また事務局で、今回のことを踏まえてよく検討することによろしゅうございますか。

何か事務局の方からありますか。

○企画政策部長 今課長に確認しましたが、面接の際、本来手続等の中で要綱をお示しするの

が、ありていに説明を詳細に行うのが筋でありました。それをしていないということでもありますから、大変それは申しわけないと思います。ですから、今後は気をつけたいと思います。この説明が不足であったということについては謝罪申し上げたいと思います。

○市川会長 では、このことは本日、事務局からのお言葉でとりあえず打ち切りたいと思います。それでは、本日の議題に入ってまいります。

○香川委員 すみません。まだ一つあるんですけど、この要綱の中で。

第10条、会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、説明または意見を述べさせることができるとありますけども、これは会長というと市川さんですよね。市川さんがもしご存じないことでも、私たちが必要であるというようなときに、参考人ということで、こういうことで次回呼びたいんですけどというようなお話があったときに、やはりそれは認めていただきたいと思います。

○市川会長 それは会長がこの協議会の責任者ですから、すべてのことは私が責任を持って決めますけれども、参考人として必要であると思えばお呼びしますし、思わなければお呼びしない、それだけでございます。よろしゅうございますか。

○香川委員 そうなんですか。

○市川会長 はい。それでは、会議を進めていきます。先ほど事務局からも説明がございましたが、この会の役割についても一度確認しておく必要があると思いますのは、この会の目的は何かでございます。区長からの諮問は、文京総合体育館の建て替え地の選定についてでございます。これについて本協議会は答申をするということでございます。一応確認でございます。

それから、会議の進め方でございますが、まず本日の会議では、委員全員に、総合体育館の現状についての共通認識を持っていただきたいということが第1点でございます。

それから第2点は、体育館の建て替え候補地のそれぞれについての概要を把握していただきたいと思います。これが次回からのより深い議論に結びつく、まず前提でございますので、現状についての共通認識、候補地についての概要の把握の2点を、本日の議題にしたいと思いますが、これでよろしゅうございましょうか。

それでは、まず文京総合体育館の現状について、資料第3号から第5号まで一括して事務局から説明をお願いいたします。その後で質疑を行うという形にしたいと思います。

では、お願いいたします。

○特命担当課長 それでは、まず資料3について説明させていただきます。ページ数で4ページになりますのでお開きください。

4ページの方、まず現状についてということになってございますが、施設の概要について書いてございます。こちらの方のページと、隣の5ページ、こちらの方が白黒ですけど写真、若干古いものになってございますけど、こちらを併せて見ていただきながらということにさせていただければと存じます。

まず住所ですけれども、これは文京区湯島ということでございます。

面積ということですが、敷地については4,935.2平米、大変失礼ですが隣の4,642平米は延べ床面積となります。申しわけございません。修正いたします。

さらに建築面積は3,085平米ということでございますので、ご確認いただきたいと思えます。

次に構造ということで、ここについては体育館とプールが横に並んでいる形になってございます。体育館は鉄筋コンクリート造りで地下1階から3階まで、プールは鉄骨で2階建てという形になってございます。25メートル15メートルの7コースということでございます。竣工ですが、申しわけございません1967年、昭和42年が正しい数字です。プールがそれより半年後ということになってございます。開館時間等については書いてあるとおりでございます。面積はここに書いてございますけれども、その下の方で説明させていただければと思えます。

階別の施設の概要ということになってございます。地下については管理施設が用意されているということでございます。主競技場については980平米、この980平米というのはバドミントンであれば6面、バレーボールでも2面しかとれませんけれども、こういった形です。プールについては864平米が1階の部分ということで、こういったコースのものが設置されているということです。その他ですが、1,061平米、一番広がっていますけれども、器具庫その他でございます。2階のその他と併せますと、体育館についてはその他面積が非常に広いと。これはどこの体育館でもそうですが、若干の違いはありますけど一応こういった構造になってございます。

2階です。卓球場、柔道場、剣道場がございます。卓球場は非常に人気がございます。卓球台6台。柔道場は60畳という形になってございます。

次のトレーニング室ですが、144.5平米でございますけど、フリーウエイトルームとマシンルームに分かれてございます。フリーウエイトルームというのは少しわかりにくい方もいらっしゃるかと思います。フリーウエイト、自由に動かせる道具ということで、バーベルとかダンベルなどの器具を使うものということでご理解いただければと思っております。それと2階にもプール関連のものがございます。3階は弓道場という形になってございまして、5射ということとなっております。その絵が右の方の写真で出ていると思えますので、あわせて見比べていただければと存じます。

次のページに移らせていただきます。

資料4になります。文京総合体育館の施設及び設備の現況についてということでございます。

文京総合体育館については昭和42年に建て、40年経過しているということで老朽化が著しいと。この著しい老朽化の中で、やっぱり根本的、抜本的な対応が必要なものが出てきていると。今回ここに挙げさせていただいたものは、個別対応によれば対応できるものもございますけれども、元々の原因が老朽化によることに結びついているようなものについては、あわせて挙げてあるということでございます。一つずつ説明させていただきます。

まず建物です。競技場ということになってございますけど、競技場についても、もう既に雨漏

りがあって、応急対応を行っている状態です。けれども、天候によっては一部使えなくなってしまうということがございました。4月から見ると3回程度そういうことがあったということでございます。というような形で、まず競技場についての天井がでございます。

次にプールですけれども、プールについても既に雨漏りのある状態。ぽたぽたという感じではございますけど、なかなか原因については、根本的なところはまだ分かっていない状況ですけれども、もちろん使える状態ではございますけども、こういう状況でございます。

トレーニングルームについても同様の形になってございます。台風の時などは、かなりひどかったと。バケツでの対応が必要になったということでございます。

それと次に裏玄関と書いてございますけど、玄関の外側になりますけど、ここに書いてあるような陥没があって、安全性は確保しながらということになってはございますけど、状態としてはこういう状態であるという、まず建物についてのご説明をさせていただきました。

次が、設備の方ですけれども、ボイラーですが、温水プールのお湯の供給のために毎日使用しているということで、40年間も使用しているということでございますので、老朽化が著しい。ボイラーにかかわるマンホール、これはボイラーの上の方ですけど、バルブ、配管その他、故障が頻発するというところでございます。このボイラーについては重油炊きの巨大なボイラーですが、今ではほとんどガス炊きで、重油炊きについては熱効率も悪いですし、ほとんどないんですけども、ここではこういった形で続けているということでございます。

あとプール関係でございます。プール関係も、先ほどもありましたが、設備の方もプールの中等についてはかなり老朽化が著しいというようなところ、または附属設備についても故障がずっと起きているというようなところでございます。

給湯についても同様に給湯配管に腐食等ございますけれども、特にシャワーへの配管のところが腐食が激しい状況だということで確認してございます。

また高架水槽とか、空調機器などについても不良箇所があると。空調についてはほとんど冷房が効かない状況だということになってございます。もともと体育館で空調の効くところというのは、事務室だとか、休養室だとか、そういう一部のところでございますけれども、そういったところでも、冷房などは余り効かない状況だということです。また配管についても漏水等があるというような状況でございます。

次の、床、畳でございますけれども、柔道上の畳、これについてはもちろん新しいものにすれば、それなりの対応ができるところでございますけれども、剣道場については、床はかなりひどくなっているということでございます。

また放送の設備ですけれども、老朽化のせいということで、だましだまし調整しながら、電気屋さんにも調整してもらいながら使っているという状況でございます。

照明について、これも電球が切れれば取りかえればいいじゃないかという話になりますけれども、これは老朽化がやはり原因と思われるということで、非常によく切れる。体育館の電球です

ので非常に大きなもので、取りかえるのも大変な騒ぎですが、こういったものが月5個ぐらい切れるということで、私が10月16日に確認したときは3個切れていたという状況がございました。このようなところが設備に関するところでございます。

次に、耐震診断の関係もここであわせて説明させていただきたいと思います。

総合体育館については3カ所に分かれていると考えていただきたいと思います。アリーナの部分、プールの部分、それとアリーナとプールの間という形になっています。柔道場、剣道場があるところになります。これのそれぞれ耐震診断が違ってくるということでございます。調査年度がまず違っております。平成7年度については、昭和56年度以前の一斉にやったということでございます。15年度に行なったものは、そのときの調査結果が、ランクが非常に悪かった、B2と文京区では言うてございますけれども、そちらのランクのものについて、17施設について行なったということでございます。それで見させていただきますと、まずアリーナについては、これは平成7年ですけれども、IS値、IS値というのは下の方に説明がありますが、後でさせていただきます。0.75、ランクはAということでございます。プールについては、これは非常にIS値が悪くて0.24、ランクC、アリーナとプールの間は0.58でB1ということになってございます。

IS値についての説明ですけれども、これは耐震改修促進法に基づき定められた構造耐震指標に基づくもので、0.3未満は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。0.3から0.6未満は危険性がある。0.6以上は危険性が低いということで、0.6以上がなければ問題があるということでございます。耐震ランクについては、下に書いてある、説明のとおりでございます。

以上が資料4の説明ということになります。

続けて、資料5の方の説明、隣のページになりますけれども説明させていただきたいと思いません。

こちらの方は文京総合体育館の利用状況ということでございます。

まず、最初の表です。使用者数と書いてございますけれども、これは利用の態様別の表ということでございます。

まず、13年度から18年度までの利用者数が書いてございます。一番上が貸切利用者ということで、これは団体利用者です。次が定期利用者、これは定期券を買って利用されている方でございます。公開使用者、これは水曜日等の公開日に使われている個人の利用者。また個人使用者は、定期券ではなくて、その都度チケットを買っていただいているということで利用されている個人利用者でございます。定期利用者についてはプール、トレーニングルーム等の使用者でございます。貸切利用者が団体ですけれども、63%ぐらいという形になります。その他定期利用者、公開使用者、個人使用者は37%ぐらいというような状況になってございます。

2番目、種目別の利用者数ということになってございますけれども、やはりこれで見ただくと、種目がずっとありますけれども、一番下の方から2番目、水泳ですけれども、4万4,000

人ということで非常に利用が多くなっているということでございます。15万人の中でも相当な数を占めている。次には、やはり文京区では卓球が非常に盛んです。それとバレーボール、バドミントンなどが続いているという状況でございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

次のページは直近の4月から8月までの表になってございます。これは施設別、競技場全面、分割した場合、それと柔道場その他という形で下に続いてきております。これについては、特に表頭の方が使用可能日数ですとか使用日数、稼働率ということになってございますけれども、特徴的には、簡単に説明させていただくと、一番下のやはりプールです。こちらの方を見ていただきますと、その計の平均、一番下ですけれども、146.5人と、少し斜めの数字になってございますけれども、非常に利用数が1日としても多い。また、年間利用者数も多いというようなことになってございます。体育館の1日の平均利用としては437人というのがございます。というところで、これについては簡単にですが、説明とさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○市川会長 ありがとうございます。

まず、本日1つ目のテーマでございます総合体育館の現状についての共通認識ということで、資料の3と4と5の説明がございました。この資料3、4、5につきまして何かご質問等があればお伺いいたします。

○藤井委員 ご説明いただいてよくわかりましたが、現地も後で出てきます建て替え候補地の一つだということですので、現状の平面図等についてもしっかりと認識しておきたいと思っておりますので、次回で結構ですから提供いただきたい。

○市川会長 今のご希望は、次回大丈夫ですか。

○特命担当課長 今日は本当に概要ということのご説明になってございますので、なるべく個々には余り深くではなく、全体の説明をさせていただきたい。次回以降には、今度は個別に相当詳しいものを示させていただくという形で進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○市川会長 ありがとうございます。

ほかに。

○香川委員 建て替え地ということなんですが、それを検討するという協議会ではありますが、ご説明を伺って、40年というのでは、ちょっとこういう種類の建物にしてはちょっと短いような気がするんです。それで、住宅公団でもこういったような種類の建て方をしていると70年ということに説明があるんですけども、この体育館、どの程度オーバーホールをしているかということも次のときに教えていただきたいんです。というのは、建てっ放しだったらやはり30年、40年という短い期間で老朽化するのは当たり前前で、やっぱり建ててしまったからには丁寧に使いたいということなんです。じゃないと、もし今までのこの体育館が建てっ放しであるならば、

次どこかに建てても、やはりそれが建てっ放しで、老朽化は早いということにもなりますので、参考資料にそれを出していただきたいと思います。

○市川会長 質問の確認ですが、この建物はつくってからちゃんとメンテしなかったかという質問ですか。メンテをどのくらいしたかという資料を出せということですか。

○香川委員 メンテをどれくらいしたかということですね。

○市川会長 それは、具体的にどういうメンテを指していますか。

○香川委員 例えばここに建物、プール、トレーニングルームに一番大きく書いてあるのは天井から雨漏りということがありますよね。10年ごとに外壁をきちんと防水塗料で塗れば、そんなに雨漏りがどこからどう出ているのかわかりませんが、ならないはずなんですよ。私のところも12年目できちんと塗料をかけましたし、それからボイラーが、オイル使用で随分古くなっていると言うけれども、40年もよくそのボイラーを持たせたなというのが正直私の感じなんです。空調にしろそういう設備にしろ、ある程度耐用年数もありますし、当然そこら辺の耐用年数のところで替えなければならぬということもあるはずなんです。それをしていたのか、していないのか、ということもちょっと参考に欲しい。

○市川会長 では質問の趣旨を確認しますと、今まで、細かいメンテナンスより、どういう大きな改修を行ったか、それからあとボイラーですか。替えたか、替えないか。

○香川委員 今、例を挙げたのはボイラーなんですけれども、そのほかに全部給湯配管とかそういうのがありますよね。そういうようなのも、やはりある程度メンテしないとどんどん老朽化の進みが早くなりますし、もう裂け目が出てきてからどうのこうのといっても追いつかないというような事態にもなっていますので、そこら辺のことも、どの程度区ではメンテしているのかということが私は知りたいんです。でないと、新しく建ったところもやはり30年、40年で老朽化を招くということにもなりますよね。だから区のこういう施設に対して、建てたらもうそれでいいというのでは困るんですよね。そこら辺のこともこの会で…。

○市川会長 まず資料は、建てたらそれでよかったのかどうかということを確認したいという資料が欲しいということですか。

○香川委員 確認したいですね。

○市川会長 それはどういう形で、香川委員が個人的にそれを確認されるんですか。妥当かどうかということ。

○香川委員 妥当かどうかということですか、そのメンテが。

でも、本当にこういう建物が40年でもう老朽化で使えないという、それがちょっと私、腑に落ちないんですよ。もう70年、80年使っている建物だって十分あるんですよ。

○市川会長 それはどこにあるんですか。

○香川委員 安田講堂だってそうでしょう。

○特命担当課長 例えば今特に問題になったボイラーがありますけども、屋根の関係でも、こち

らの方で記録してあるのは、まず昭和53年に屋根の防水改修工事をやって、まず10年ぐらいですね。その次にやっているのが、やっぱり屋根の防水改修工事昭和63年という形で、かなりの改修工事をやってございますので、次回、一覧表なり提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○袴田委員 これは建て替え地の検討をしているので、今、委員の発言はわかるんですけども、議論、焦点を絞っていかないと、この6カ月後に答申を出すには、こういったものは違うところでの検討もできると思うんですよ。ですからあくまでも、建て替え地の検討を優先ということで会長、イニシアチブをとって進めていっていただきたいと思います。

○市川会長 ほかに何かご意見ございますか。ほかの委員の方で。発言がない委員の方、ございませんか。

○白鳥委員 この会の議論というのは、先ほど区長が趣旨を説明されたと思うんですけども、例えば、建て替えるということはもう前提でのこの会の議論なのか、あるいは今の総合体育館を、例えば今の耐震でいくと、プールだけを建て替えてというような、部分的な建て替えも踏まえての検討ができる会なのか、僕の認識は、あくまでもこの総合体育館を建て替えるというのが区として決まっていて、それに対してどこの候補地に建てるかを議論する場所だという認識でいるんですけども、いかがなんでしょうか。

○市川会長 先ほど申し上げましたが、本協議会は、区長から諮問を受けている内容は、総合体育館建て替え地の選択についてでございます。ですからそれにかかわる附帯の情報開示と、それに対する質疑はあるかもしれませんが、最終的に出す答申は建て替え地の選択についての結論でございます。

○伊藤委員 私もその点についてお尋ねしようと思っていたんですけども、建て替え地を決めるという諮問ですけども、その中でいろいろ検討の上で、改修でもいけるんじゃないかということだってあり得るんじゃないかと思うんですが。つまり、億の単位のすごいお金が要るわけですね、建て替えるとなると。私は利用者としては、まっさらにきれいになるのはうれしいんですけども、こんなことを言うとクラブでみんなにしかられそうですけれども、でもやっぱり区民として、本当に建物がしっかりしているのであれば、つまり長くても躯体がしっかりしていれば大丈夫なわけですね。附帯設備については時代おくれになっていろいろ替えなければいけない定義があると思うんです。だからそういう意味で、これはもうどうしても躯体を全部作り直さなければいけないのか、あるいは耐震構造を何とかすることによって、そんなに高いお金を、区民に負担をかけないでもやれるものなのかみたいなことは、ちょっとやっぱりその過程で検討してはいかがかと思うんですが、どうでしょうか。

○市川会長 では、もう一方、意見を伺ってから事務局の話をお願いします。

○湯浅委員 先ほどから委員の方が2名ほどおっしゃっていましたが、今回の委員の仕事として、私たちが応募した条件としては、建て替え地とはっきりうたってあります。それを有効

か、今を取り壊してもう一度そこに建て直すとかそういう会議ではないことは、はっきりしていると思うんです。ですからそこをはっきり皆さんが、委員の方が誤解しているような方がいらっしゃるようでしたら、きちんとやはり認識していただきたい。そうしないと、時間内に進まないと思います。会長のおっしゃるとおりだと思います。

○市川会長 ありがとうございます。

では、事務局から一言どうぞ。

○企画政策部長 私どもは基本的に、この建物の改修の状況、これは、次回お出しいたしますけれど、もう本当に補修に補修を重ねながら使っているという現状と、それから耐震性の問題。これはやはり一番安全上の対応としては優先しなければいけない、これも関係しております。プールが 0.24 という数値です。しかもこの建物は一体の建物です。ですから部分だけを壊してつくるというのは非常に合理的ではありません。そのあたり、十分検討した上で、この建物については新たに建て直すということが一番区にとって有益であると考えております。ですから、それを前提にした上でどこに建てるか、どこの場所に建てるか、その協議のお願いを、今日この協議会でしたいということで区長が諮問されたということでもあります。

○市川会長 今の事務局に対してのご意見ですか。

○香川委員 ええ。

○市川会長 では、事務局のことについてお伺いします。

○香川委員 私の記憶違いかどうかわかりませんが、区報には、（仮称）文京総合体育館建て替え地等検討委員会とありましたんですよ。それがその「等」とか、その「（仮称）」とかいうのがいきなりなくなっちゃっていたので、あれとは思いつつ、先ほどのこちらの伊藤さんがおっしゃったように、できるんだったら短期間で使用している人たちも使用できますし、文京区は金がないとよく陳情しに行くといろいろなことで言われるので、余りそういう余計なお金を使わない方法もあるのではないかというのは、私はこの資料を見ていたときに思ったものですから、そのことで私は発言させていただいたので、決して私は誤解をしているつもりはありません。

○市川会長 今の件は、何か事務局ございますか。

○企画政策部長 「等」を入れた、あるいは後から取ったということについては、この建て替え地が目的であります。これをはっきりさせるために最終的には取りました。しかし、議論の過程で、特に文化財の問題、これは都市計画審議会からの投げかけ、つまり区への返され方も含めたことがございますから、そのあたりも含んだ議論をお願いした上で、しかし目的は建て替え地ですと、そういう意味で当初は広い議論をした上で建て替え地を検討していただくという意味での「等」が入っていたということがございます。誤解を避けるために最終的にはお取りをしたということですので。

○市川会長 ただいまの事務局のご説明に対して、委員の方々よろしゅうございましょうか。

今回の答申は、この老朽化に伴い、新たに建てるにあたって、どこに建てたらいいかというこ

とを答申してほしいということで始まったということでございますので、この議論をこのまま続けるということでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、今の建物の認識、建て替えが必要であるということを前提に考えた場合、では、どういう形で次に建て替え候補地をこれから検討するのかということでございますが、候補地の概要について、資料6号から7号、一括して事務局から説明をお願いいたします。

○特命担当課長 それでは説明させていただきます。

資料の6、9ページをあけていただければと思います。こちらの方に、まず一覧表で書いてございます。上の方に敷地と書いてございますけれども、これが4カ所、4列ございますけれども元町公園、旧元町小学校跡地、旧第四中学校跡地、現地となっております。また表側の方、横の方、敷地の下の方に所在地、敷地面積、都市計画、道路形態、現況、その他と書いてございます。一つずつ説明させていただきたいと思います。

まず、この表の中身を説明させていただく前に、次のページを開けていただきたいと思います。場所、区内配置図という形になってございます。これは全体の関係を少しご説明させていただきます。今まで原案ということでやってきた元町公園については、区の南側のところの一番下の方に書いてございます。元町公園と書いてございます。そのすぐ上に旧元町小学校ということがございます。その東側の方に行きまして、文京総合体育館が一番東側でございます。その隣です。旧第四中学校跡地という形になってございます。そのずっと北西といえますか、豊島寄りになりまして、小石川エリアの方になるとスポーツセンターがあるというような形になってございます。一応この今言ったようなこの4カ所、この中で検討させていただく、これが本郷エリアの中で、区民の皆さんにとっても利便性のいいところの配置ということを考えているということでここが選定されてございます。

また1ページめくっていただきたいと思います。もう少し詳しく説明させていただきます。11ページです。資料7-2、元町公園ということになってございます。左側が地図、11ページが地図になってございます。元町公園、見ていただきたいと思います。外堀通り沿いに接しています。接道に関してここで説明させていただきますと、この外堀通りというのは、25メートルから35メートル、これは南側になります。こちらの方に接していると。右側が東になりますけど、こちらは6メートル道路、西側が4.15メートル道路という形になってございます。隣の写真ですけれども、まず上の方の写真ですが、外堀通り沿いから元町公園の正面を写したところ。下の方の写真になりますけど、これは東側から西側に、自由広場を写したところという形になってございます。さらにページをめくっていただきますと13ページ、旧元町小学校ということになります。これは今の図の上の方ということになりますけれども、こちらの方の道路についてですが、東西の道路は一緒でございますが、今度は北側の道路、8メートル道路に接しているという形になってございます。写真については上の方が小学校の全景が入ってございます。航空写真で撮ったものでご

ざいます。下の方が校庭ということで、この中を撮ったもので、時期が大分異なりますけれども、こういった2枚の写真をつけさせていただきました。

さらに15ページです。こちらの方は旧第四中学校跡地ということになってございます。春日通りから一本入ったところ、本富士警察のところを曲がっていただいて湯島地域活動センターの前ということで旧第四中学校、この東側の通りについては15.78メートルということの接道になってございます。写真ですけれども、これは東側の道路から写したところ。またこの中でございませぬけれども、ご案内のとおりでございますが、現在はこういった状況ではなくて、本郷保育園の仮園舎ということで2月まで使うということでプレハブの建物が建っているというのが現況でございませぬ。

17ページでございます。資料の7-5現地ということで、現在の文京総合体育館の配置ということになってございます。四中のところからすぐ近くではございませぬけれども、こちらの方の道路についてですが、上の方が北になりますけれども、こちらの方は5m道路、東が4.9メートル、西が4.6メートル、また南の方に関しては、いわゆる二項道路だとかそういった形の本当に狭い通りという形になってございます。写真については総合体育館の前面を写したものでございます。

以上でございませぬけれども、先ほどの9ページの方に戻っていただきたいと思っております。

まず元町公園でございます。こちらに関しては、敷地面積としては、計画ベースでの敷地面積は3,899平米ということでございます。用途地域についてですけれども、外堀通りよりも20メートルまでは商業地域、20メートルを超えたら近隣商業地域ということになってございます。あと特別用途ですけれども、特別用途というのは、地域や産業の特性に応じたきめ細かい用途の制限等をするようなものでございませぬけれども、第1種文教地区という形になってございます。第1種文教地区というのは、主に住居系の用途地域内で、教育・文化施設と一体となった住居地の環境形成を保護するというので、風俗関連とかホテル、遊技場等を規制するような地域になってございます。次は防火規制ですけれども、防火地域ということでございます。防火地域に指定されると3階以上の建物を耐火にするとか、一定の制限がございませぬ。次に高度地域ですけれども、用途地域の指定以外に、一定の高さ制限を設けるような高度地域で、元町公園は無しということでございます。あと建ぺい率が80%、また容積率については、先ほどの①商業地域の部分については500%、②の方については400%になっているということでございます。日影規制に関しては商業地域、また近隣商業地域ですのでございませぬ。次の道路については今説明させていただいたとおりでございます。現況についてもそのとおりになってございます。

これと、一番下にその他と書かせていただいております。これは、想定事業手法という形で書かせていただいて、皆さんの今後の検討していただく上での前提になったり、想定になったりする形ですので、ここでご説明させていただきたいと思っております。元町公園のところについては、今までの案のとおり民間との共同事業で体育館を建設することを前提としていた案でございませぬ。

次に、旧元町小学校跡地でございます。こちらの方は、敷地面積、計画ベースなら4,147平米、

用途地域については近隣商業でございます。同じく第1種文教地区、その他については一緒です。容積率については400%になっているということでございます。こちらの方ですけれども、その他ということで、ここについては、容積率は相当ございますのでいろいろな建て方はできます。けれども、現実的に、この場所で考えた場合には、やはり高層なものは区としては考えないと想定してございます。ということもございまして、ここでやる場合については、区で単独で建設することを想定ということになってございます。

次が、旧第四中学校跡地でございます。本郷七丁目でございます。敷地面積ですが4,049平米となっております。用途地域は第1種中高層住居専用地域ということで、第1種中高層というのは主として中高層住宅地区にかかる環境の保護を必要とする規制がございまして。やはり第1種文教地区、そして準防火ということですが、防火までに至りませんけれども、一定の防火性の有する建物の性能が求められるところでございます。あと第3種高度地区ということになってございます。これは図面がないと非常にわかりにくくなってございます。隣地境界線、または前面道路の反対側から8メートルのところまではどのくらいの傾斜で何メートルとかというようなこととなりますので、今後の図面を持った説明の中で、詳しく説明させていただきたいところでございます。あと建ぺい率は60%、容積率が300%、日影規制が4時間、2.5時間ということですが、これは日影規制、朝の8時から夕方4時までの間、8時間の中で何時間ということになりますから、建物から5m超10メートルの範囲内では4時間、それを超えるところでは2.5時間の規制がかかるということでございます。あと、現況のところは先ほど説明したとおりでございます。その他ということですが、区単独で体育館を建設、四中跡地に区単独で体育館を建設するというだけではなくて、実は東京大学とは、ここに四中跡地を活用して、文化施設を共同で建てていこうという考え方を今までずっと持ってきたところですが、この体育館、また元町計画がこうなって、選択肢を選択する中で、やはり区としてはここで、東京大学と今までのことがございますけれども、東京大学と共同事業で体育館なら一緒にとということで、今東京大学さんの方にご提案している状況でございます。東京大学さんの方に対しては、選択肢の一つとしてどうかということですが、まだご了解をいただいていないという状況でございますけど、今後、具体的に個々の選択肢の検討を進める中では、その辺も明確になるものと思っておりますので、一応不確定ながら、後で急に出てくるよりも、今の段階で一定の説明をさせていただくということでございます。

次が現地、現在地でございます。これは今建っているところですが、湯島四丁目7番地です。面積としては4,620平米、第2種住居地ということになってございます。あと第1種文教地区、その他について準防火、第3種高度地区で、同じでございます。日影規制だけが5時間3時間ということでございます。道路については説明したとおりでございます。ここでもその他の手法がございまして、区単独で体育館を建設することを想定ということで考えてございます。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

今資料の6と7につきまして、建て替え候補地4カ所についてのご説明がございました。これにつきまして何かご質問はございますか。

○河西委員 湯島地区対の河西です。まず、確認ですけれども、候補地の4カ所以外は全く眼中にないということなのかどうか1点。

それから、四中の跡地については、話がどこまで行っているのか全然今見えていないんですけども、東大さんとの話があったようで、それはもう一回また戻して、今説明がありましたけれども、何か少し見えなくなっているような状態がしているので、それをもう少し説明していただきたいと思います。以上です。

○市川会長 事務局、2点お願いします。

○企画政策部長 4カ所かというお尋ねですけれども、区としては、体育館の敷地というのは相当な敷地が必要です。しかも公用地でなければいけないということがございます。ですから、私どもとしては、本郷エリアの中で考え得る候補地としてはこの4カ所しかないだろうということでお出しをしています。ですから、もしこれ以外にあるだろうというご提案があれば、私どもは別にそれを排除するという気はございません。それが1点目です。

それからもう一つが東大との関係です。東大との関係は、今説明いたしましたとおり、文化施設の共同事業ということで、東大とは検討してきたという経緯がありますけれども、今現時点での区としては、総合体育館の対象地として東大と共同で建物を建てると、総合体育館を共同で東大と建てると、つまり文化施設とはしませんよということは東京大学に対しては、それを前提とした上で今打診をしているという状況であります。ですから、総合体育館を前提とした共同事業の可能性は東大とないわけではありません。ないわけではありませんが、その選択肢をここに入れるかどうかは、東大が了承した上で初めてこの協議会にお出しをして、そこでまた議論いただいてということになるということでございます。

○市川会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

○香川委員 四中跡地のことが今出てきたんですが、河西さんと小森谷さんが以前四中跡地の協議委員をなさっていましたよね。違いますか。失礼いたしました。たしか7、8年前、でしたよね。答申が出ているはずなんですよね。その答申がどういう答申なのか示されておられません、今回の場合。ですからそれを出していただきたい。その当時の人たちが、区民が、どういう思いで答申を出したのかということも私たちは参考に入れたいといけないと思うんです。それを出していただきたいと思います。

それと、元町小学校、公園については、都計審の流れと、それから文化財からの要望書が出ておりますが、区の公園紹介にも元町公園のことが出ておりますし、それから文京区の町並みに関しても出ているんですよ。ちょっと町並みの方は、絶版にはなっておりますけれども、つい最近もう増刷しないということで売り切れになっておりますけれども、情報公開にも各図書館にもあり

ますので、それは区の方々が書いたので、区の方々も、区というのはこの区の職員の方々ですね。どういう思いでそれを紹介しているかということも、私は、皆さん知っておいた方がいいのではないかと、私は知っています。皆さん知っておいた方がいいのではないかという思いがありますので、そのコピーをください。

○市川会長 今のことについて、事務局の方から何かございますか。

○特命担当課長 今後、きょうは全体の概要ということですが、今後については選択肢ごとに詳しい議論をしていただくということになると、相当いろいろな情報を出させていただくということを考えてございますけど、その中で適切な情報、豊富な情報ということを考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小森谷委員 私は駒込・汐見地区ですけれども、不忍通り沿いで、香川さんの意見とは違ひますけれども、私の地域としては、元町小学校、元町公園というのは、不忍通りからは不便なんで、私が考えたいと思ひるのは、現湯島体育館の建て直しか、四中の方を、私としては四中跡地を、利便性から言ひて推薦、僕は進めたいと思ひているんで、元町の公園の問題もあると思ひますけれども、私の場合はその地域性というか、利便性のことから言ひて、総合体育館そのものの建て直しか、四中のところでやるという意見を言ひたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○小山内委員 私は現在の総合体育館の地元の竜岡会の者ですが、一つ敷地面積ですけど、4ページの資料と、4ページが、敷地が4,935.2とあるんですけど、これはどちらが正しいんでしょうか。

○特命担当課長 4,935というのが今公式に出ている数字でございます。ただしこれには、体育館をつくったとき道路整備した、この辺の土地も入っていたりしてございます。ということで、先ほど説明したときに、9ページの説明については、計画ベースとなる敷地面積という言い方をさせていただきました。4,620、先ほどの4,935から315平米を取ってあるということで、どちらも正しいと考えてございます。

○小山内委員 それで、これも用途地域を見ますと、現地だけ第2種住居地域になっていますね。そういう用途地域の差で、例えばどこに建てていいかという検討はなされているんでしょうか。というのは、今総合体育館が地元にあつて、別に地元の人がここにあつちゃ困るということは余り聞いていないんですけど、例えば騒音なんかは、よく日曜日なんかにはいろいろな大会がありますと、特に夏は窓をあけたりしていますから、かなりうるさいんです。というのは、あの地域は非常にそういう行事がなければ静かなんです。春先はウグイスも来て鳴いているところですから、そういう点で、我々地元で体育館があつては困るという地元のそういう発言は余りありませんけど、そういう用途地域で、あの場所に体育館があつていいのかなという気はします。ですから地元の人、どちらかというと同じ近くであれば四中跡地の方がいいのではないかという意見が率直な気持ちとしてはあるということだけお伝えしておきます。

○市川会長 今のことに関連で事務局からどうぞ。

○**建築課長** 今の用途地域についてですけど、これは建築基準法で用途の規制ということで、場所ごとに用途地域が定められております。それで、現地ということでは第2種住居地域と。この指定になっているところは体育館用途については適合だと。それであと、その隣の第四中学校跡地ですが、ここは第1種中高層住居専用地域と、こういう指定になっておりますけど、ここに付きましては、体育館用途については不適合という形で法律上なっていますので、ここで建て替えということになると、今度、例外許可が必要になるということで、建築審査会の同意を得た上でそういう許可の手続が必要になってくるということになっております。

あと、商業地域については体育館用途は適合です。

○**市川会長** ほかの委員の発言がありますから。まずこちらから。

○**菊池委員** 先ほども四中の跡地という話が出てきたんですけども、その検討委員会では、その当時は四中跡地には体育館は建てられないという話が出ているんです。それで、高い建物は建てないということで、その当時はその話で終わっているわけです。それが今回また四中跡地がこの体育館の用地に入ってくるというのは少し矛盾していると思うのと、あと、それが東京大学との絡みなのか、その辺を少し説明していただきたいと。

○**市川会長** 事務局、何かありますか。

○**特命担当課長** それでは説明いたします。

今まで確かに四中跡地に関しては用途地域の問題があると、今説明したとおりでございますし、総合体育館については、東京都の建築安全条例の関係があります。この場合には6メートル通りに接していなければいけないというようなそれぞれのハードルというか、法令上のハードルがございます。ただし、条件が変わったのか、もう既に良くなったのかということですけども、決してそういうことではなく、ただ状況が変わってきているということでございます。都市計画審議会で、4回目でやっと結果が出たということになりますけれども、これだけの審議をして、そしてこういった答申がありました。これを踏まえながら、改めて検討した場合には、先ほどの規定の、本則で言えばそうですけれども、ただし書きもやはり視野に入れた検討をすべきだろうということで、改めて考え直そうということでございます。

それで、全部クリアして、今はきれいな状態ですということではございませんけれども、この可能性の状態の中からも、ただし書きの適用も視野に入れて検討していただきたいということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**湯浅委員** 先ほどの菊池委員のお話から受けたんですけども、結局この居住、体育館だけで四中の跡地に建てるとした場合、この居住部分は本当につくらなくていいのか、結局、居住地域になっていますけれども、体育館として独自に建てられたとした場合には、その高さはどのぐらいまで建てられるのかということと、あと隣に本富士消防署とか警察署があるのに、近隣にそういうものがあって大丈夫なのかということをお伺いします。

○**市川会長** 事務局、よろしくお願いいたします。

○**建築課長** まず、建物の規模についてここでは具体的に設計をやってこないとのぐらいに建つかというのはなかなかこの場では申し上げられないところですけど、用途の制限については、先ほど申し上げたとおりです。ほかに、一般的には道路斜線だとか、日影規制だとか、そういういろいろな一般的な規定をチェックして建物の規模が定まってくるんですけど、それは、具体的に正確なプランを煮詰めていかないと、どのぐらいの規模かというのは今の段階では、私からはまだわかりません。

○**企画政策部長** 住居地域という言葉に引きずられる必要はないのであって、第1種住居専用地域から始まって、相当な区分があります。そこに用途規制というのがかかっています、原則建てられない建物というのがあります。しかし、例外的に、一定の手続を経れば建てられるということで、この体育館の場合は、住居地域であっても、一定の手続を踏めば例外的に建てられますということを説明しています。ですから、そこに住まいをつくるかという問題ではありません。それが一つ。

それから、もう一つは消防署とか、それも同じことです。用途規制というのは、もともと原則というのを立てて、そこに建てられるものを原則として定めているわけです。しかし、常に例外というものはあるのであって、その手続を踏めば可能ということです。

○**市川会長** 内田委員が来られているので簡単にご紹介を。

○**内田委員** どうも遅くなりまして。今日は実は5限まで授業がありまして、それから駆けつけたもので遅れてしまいました。私の方は、こちらにもありますけれども、今こちらの方の文化財審議委員をしておりますので、建築が一応専門になります、そのような形でこの辺の、恐らく元町公園と小学校についてのことが議論になるかと思いますが、またいろいろと、機会があれば少しお話をさせていただければと思っています。よろしくお願いします。

○**市川会長** ほかにこの資料の、今説明があった6から7についてご質問はございますか。

○**渡辺委員** いろいろ皆さんの意見を聞いていましたが、私個人としては、現在の湯島の建て替えということは視野に置かずに、やはり四中に新しい施設をつくった方が良いのではないかなという考えです。以上です。

○**香川委員** 先ほど文京区の資料を請求したんですが、ちょっとそのほかに、皆さんご存じかどうかかわからないんですけど、元町公園については、歴史100選に選ばれていますね。それと、あと余り話題にはなっていないんですが、歴史風土100選にも選ばれているはずなんです。それも出していただけたらありがたい。表彰状そのままの大きさじゃなくて結構です。はがき大ぐらいに縮めても結構ですから、認定書といいましたかしら、それも出していただきたい。みどり公園課にあるはずです。

○**市川会長** 次回また、資料は出るわけですね。その中に今のご希望も考えて…。

○**香川委員** その中で、次回で結構でございます。

○**市川会長** 大体ご意見を伺った。これはまた来週以降細かく…、はい。

○**白鳥委員** 交通の手段とかという意味では、場所でいろいろ検討するのもいいんですけども、我々実際に使う側としては、今の現状の総合体育館が、元町公園なりこの候補地に建てたときに、今の法的な規制がいろいろあるかと思いますが、中にどういう設備がどのぐらいの規模で建てられるかというのが、僕ら使う側からすると、一番興味のあるところであり、交通手段がよくても、結局使い勝手が悪かったり、使える種目が限られてしまうということは問題があるので、まだ青焼きの図面ができる状況ではないと思うんですけども、いろいろな法的な規制を踏まえた上、あるいはコストも踏まえた上で、どこの予定地だったならば、候補地だったならばどのぐらい規模のどういう施設が、今の総合体育館と比べたら減なのか増なのかということも含めて、資料を、すぐにはできないと思うので、早目に準備をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○**企画政策部長** 次回以降具体的な、それぞれのエリアごとの議論に入っていくときには、その資料を当然ご用意いたします。と同時に、今委員おっしゃったような、区として想定したい体育館の規模であります。これについても一定の、現時点でのものになりますけれども、それについても現状を踏まえた上で、どの程度のものまで区はやはり想定しているということをお出ししたいと考えています。

○**藤井委員** 資料6に係わってですが、先ほど想定される事業手法ということにも触れていただきましたけれども、あわせてこの協議会で場所が選定できた後、具体的にそれが実行に移される段階ではどういうプロセスが、その次の段階として要するというようなことも、具体的に出していただけるといいんだろうと。例えば元町公園や元町小学校ですと、都市計画審議会にもう一回かけなきゃいけないということになりますし、第四中や現地では、恐らく建築審査会にかかるんだろうと。その辺のこともしっかり書いていただくと、後々のこともよくわかると思います。

○**市川会長** これはいかがですか。

○**企画政策部長** それは当然、その後の後処理といたしまして、それぞれのエリアごとに全部違ってきます。ですから、そこも含めた具体的な情報を整理してお出ししたいと考えています。

○**市川会長** ありがとうございます。今日はあと20分しかございませんので、ちょうど今内田委員が来られましたし、それから先ほどから香川委員がおっしゃっている元町公園、小学校について、いろいろないきさつがございますので、今日若干資料がございます。これについて事務局から資料の8号、9号、10号、ご説明お願いいたします。

○**特命担当課長** それでは、資料8号から説明させていただきたいと思います。ページ数ですと19ページになりますので開けてください。

まず資料8号でございます。元町公園にかかわる文京区都市計画審議会の審議概要ということで、やはり都市計画審議会で、平成18年7月からやられてきたと、これについての経過を資料とさせていただきますのでご紹介します。

まず四角の上の方ですけども、こちらに関しては、総合体育館の建て替えについては元町公

園と一体的に整備することとする区の基本方針に基づき、進めてまいりました。しかしながら、平成19年8月6日に開催された都市計画審議会において、再検討されたいとの答申が出されたという形になってございます。経過概要ですけれども、7月26日、ここには審議概要というふうに書いてございます。主な意見を記載させていただいたところでございます。簡単に読ませていただきますけれども、まず都市計画審議会の委員の中に、景観・造園・文化財の専門家がないというご意見が出たということと、あと体育館の建て替えの共同事業をプロポーザルで選定することになっているが、プロポーザルの設定条件や公園の残し方が分からないというようなご意見、または写真など、基礎的な資料の提出がない、こういったものを出して欲しいということになりまして、現在の段階では賛否をとる状況にないということで、継続審議になったというのが第1回目でございます。

そういったことを受けまして、幾つかの資料も用意しながら、平成18年12月22日、第2回の審議がされたところでございます。今もございましたけれども、この中の内容としては、元町公園は日本の歴史公園100選に選ばれたというようなこと、またほとんどの関係学会、日本造園学会、建築学会その他から、公園保存の要望が出されているというような話、また文化財保護審議会や景観審議会の意見も聞いて欲しいというようなご意見などがあって、こちらの方も継続審議になったということでございます。

また、19年の3月が第3回目になりますけれども、そちらの方に関しては、ちょうど区長選ということがございます。ということもございまして、新しい区長が選ばれた後に改めて開催すべきだというような意見、また非常に、歴史にも責任を持つぐらいの重要な案件だというようなことがございまして、4月22日、これは区長選の日でございますけれども、以降に改めて開催したいということで継続になったということでございます。

それと19年の8月6日、19年度の第1回目の都市計画審議会になりますけれども、こちらの方で答申が出たということでございます。この答申に関して、読ませていただきます。

このたびの元町公園に関する都市計画変更案について、平成18年7月26日開催の平成18年第1回文京区都市計画審議会への諮問に基づき、慎重に審議を行い、審議会の各委員からさまざまな意見が出されてきたところであるが、元町公園の歴史性、文化性についてさらに議論を深めるなど、なお検討すべき課題が残っているということで、なお、本都市計画変更案は、社会的影響が大きい内容を含んでいることから、さらに区民をはじめとする広範な方々から意見等を聴取するなどして再検討されたい。との答申が出たということでございます。

こちらの方で都市計画審議会に関する審議概要を説明させていただきました。

次に、20ページに移らせていただきたいと思います。資料9でございます。こちらは、文京区の文化財保護審議会委員全員による連名の要望書になってございます。8月に都市計画審議会の審議経過について審議委員の皆さんにご説明がされているということも受けてということだと思います。7名すべてということでございますけれども、まず要望書の趣旨が、前段の方に書かれ

ているということでございます。元町公園・小学校については帝都復興院によって設置された52カ所の一つで、往時の構成がよく保存されている唯一の公園・小学校であるということで、極めて高い文化財的価値に鑑み、その保存・活用にご尽力されますようお願いになってございます。

記以下、6項目の要望が書いてございます。1については今説明したようなことが書いてございます。

2については、元町公園が設計にすぐれているという点。

また、3については、小学校に関しても、建築史上極めて貴重であるというようなところ。

5では、先ほどもありましたけど、関係学会からも評価が高いというようなところ。

6については、東京都や国のレベルでも高く評価されているというようなところが記載されているというものでございます。

続きまして22ページですけれども、2回目の、2007年の2月10日に出されたものでございます。これは実は、2月5日、6日に、区の方が、元町公園の歴史性の継承についてというようなところの資料と、元町公園の現況調査報告書、こちらの方をお示ししながら説明したということがございますけど、それを受けてということでございます。

やはり活用に関する意見及び要望書ということでございます。文京区元町公園現況調査報告書については、文化財的側面に関する記述が見られないということで、文化財として元町公園を評価するには不十分な内容であると言わざるを得ないということが一つです。元町公園と一体であった元町小学校校舎、こちらについての調査も不可欠だというようなところ。また、現案ですけれども、この計画については、不確定な部分が多いということで賛同できないというようなお話がされています。

23ページの方に移りますけれども、こちらの方は東京都、また文化庁の関連するような委員会等からも要望書が提出されているということ踏まえまして、国もしくは都の文化財として指定されるにふさわしいものと考えていること。今後、元町公園・元町小学校の文化財としての価値を減ずることなく、保存・活用の措置をとることを強く要望しますという要望書になってございます。というのが文化財保護審議会委員からの連名の要望書でございます。

次に、24ページでございます。資料10でございます。こちらは、区の方で行なったものでございます。

7月26日の都市計画審議会、第1回ですけれども、この検討を踏まえながら、当初の計画、総合体育館の移設と元町公園の一体的整備を進めるにあたって、元町公園の歴史性を継承するため、庁内で組織を立ち上げて検討したものであるということでございます。元町公園の歴史性の継承についてということですが、まず目的については一体的整備案についてということが最初のフレーズと次のフレーズで書かれてございます。

次に検討経過を書いてございます。庁内組織を立ち上げたこと、その中で資料収集を一定行っ

たというようなところ、また学識経験者との意見交換会を行ったこと、または文化財保護審議会からの意見を徴収したこと、現況調査を実施したというようなところの経緯が書かれてございます。

次に元町公園の概要ということを書いております。昭和5年以降の元町公園に関する経過や特徴、現在の状況についてが、概要に書かれているところでございます。

25ページに移らせていただきます。4番として、専門家からの意見及び現況調査の内容について、書かせていただいたということでございます。何点か主な意見をそこに書かせていただきました。また、現況調査報告書の主な内容についてここに書かせていただいたという形になってございます。

5番目が、こういったことを踏まえまして、区としての考え方、ここでまとめた考え方を記載したものでございます。この結論ということになりますが、次のページをまず最初に見ていただきたいと思っております。27ページですけれども、区域Aと区域Bという形で分けたということでございます。区域Aが900平米、区域Bが500平米となっておりますけれども、前に戻っていただきますと、区域Aに関しては、創建時からの主要施設が集中しています。また、優れた景観を生み出している区域だということで、結論的には、ここは現在のまま保存する。また区域Bに関しては、区域Aほど主要施設は多くないということはあるけれども、対称な構成が重要だということで、再整備は行うが、整備後は現状に近い形で復帰させるという形で取りまとめたということでございます。

以上の考え方をまとめて、これをもとに12月の都市計画審議会に区の考え方と資料を提出したという経緯がございます。その後の経緯についてはご案内のとおりでございます。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。これはまた次回各候補地については詳しい資料も含めて事務局からご提示いただいて、ここでそれについての議論をするわけで、今の資料8から10は、この元町公園にかかわる議論についての説明でございました。事実関係の確認でございます。

それで、次のテーマとしまして、新たな体育施設をつくるということで、区の方でアンケートを行っております。その結果についての説明をお願いいたします。

○特命担当課長 資料の11に基づいて説明いたします。28ページをごらんください。

アンケートですけれども、アンケートの期間は平成18年12月25日から1月31日まで実施したものでございます。

目的としては、新しい体育施設を区民との協働で建設していく。そのために意見集約し、計画に反映させたいということでございます。

アンケートの対象者としては、スポーツセンター、総合体育館の利用者及びホームページを閲覧した方にも実施したということでございます。

アンケートの集計としては、表のとおりでございますけれども、合計で584人からということ

になってございます。内容についてでございます。5として、どんなスポーツをしたいかということがまずございます。ここで見ていただくと、水泳の希望が非常に多いと。

29ページを見ていただきたいと思います。次はどんな施設があるとよいか。これはプールということで、これは一緒ですけれども、トレーニングルームというのがそれに近いぐらい出てきたということでございます。

また3番目としてどんな目的で利用するか。これは健康や体力の維持増進と、趣味・余暇活動ということが大きな比率を占めてございます。4番目としてどんな施設があると便利かということですが、ここではリラクゼーション機能（お風呂）、これが一番大きいということになってございます。また、レストランが2番目になっているという集計結果が出ております。

30ページですけれども、意見、要望等の自由意見欄というのがあります。この調査の中で自由意見を書いてくださいという形になってございます。アンケート総数584件のうち自由意見の記載のあったのは352件。そのうち建て替え候補地について記載のあったのが120件ということになってございます。

その次のページになります。31ページに代表的な意見と、パーセンテージ等を示したものでございます。これも簡単にということになりますけれども、一番上が現在地で建て替えを希望する場合、これが20件でございました。それと2番目が、第四中学校跡地に建て替えを希望と、これが69件で、57.5%。3番目が湯島エリア。現在地か旧四中ということで、湯島エリアを希望ということで20件ということになってございます。これは合わせると全部で109件、91%という形になってございます。以下、元町公園等に建て替えを希望する場合等、下に書いてあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○市川会長 ありがとうございます。アンケートの中で建て替え地については半分以上が旧第四中学跡地とはなっておりますけれども、これにつきまして何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○山崎委員 今、アンケートを見ていると、皆さん今のところがいいなというのが多いんですけど、体育館をつくるのに、区が出せる予算の上限というのがもう決まっているならば、これぐらいのお金が使えらるというのがわかるなら教えていただきたいと思いますのと、その予算の範囲内で、例えば四中に体育館付きの文化施設で、現地にトレーニングルーム付きのプールとか、そういうことも考えられるのかどうかも知りたいんですけど。

○市川会長 事務局、どうぞ。

○企画政策部長 ここでは、区の財政状況ですとか、予算上の問題、それをここで議論していただくとは思っておりません。ここで一番自分たちにとって有益な候補地はどこかということで、ご議論いただきたいと思いますというのが基本にあります。ただ財政上の問題は附帯状況として、私どもが説明する義務があると思っています。基本的には、これはさっき説明がありましたけども、

単独でやるか、あるいは土地を提供して、これは合同事業という形で民間事業者なり東京大学と、土地を提供して、建物を建ててもらふ。区の財政負担はずっと小さくなるということはありません。そういうのは、附帯状況であります。これによって結論がどうかという前提条件としたいとは考えていません。ですから、ここでは一応その点については、前提とはしないということで共通認識をいただければよろしいと思います。ご参考までに申し上げますと、体育館一つ、単独で造った場合、25億円ぐらいと想定しております。

○市川会長 ほかにご意見はございますか。

○藤井委員 それでは今のご説明で、予算的な側面等についてはとりあえず横に置いておくというお話ですから、そうなりますと、先ほど景観審議会でも議論されていると。この次恐らく出てくるんだろうと思いますけれども、景観審議会での議論の結果についてもここに出していただきたい。そういうことで、幅広い視点で議論がされた結果が踏まえられますので。

○鷺田委員 先ほど自己紹介のときに場所のことを言わなかったのですが、元町小学校の地元当たる町会ですけれども、今お話しして聞いていますと、場所を決めようとしているわけですね、候補地を。それと今この最後の31ページに、文京四中はとても良いのではないかということがアンケートでとられているわけですね。だから先ほど景観だとか、その他いろいろの予算だとか出されましたけれども、まずその場所の選定をきちっとしておくことがこの会の趣旨だろうと思うんですよ。その上で景観がどうのとかという話になるんじゃないかと思います。私にしてみると、元町小学校よりも四中に建てるのが、今まで利用されていた方々が歩いてきたり、通勤してきたり、そのことを考えると、四中跡地が一番理想じゃないのかなと私は思います。

○藤井委員 僕の発言が十分伝わらなかったと思うんですが、先ほど申し上げた景観審議会の議論の結果をここに出していただきたいというのは、元町小学校、公園ですね、それに係わって景観審議会でも議論されている。それが出されていますので、そういう意味で出していただいた方がいいだろうと、そういう意味です。

○市川会長 ほかにご意見はございますか。

また各候補地については次回詳しく資料が出るわけですから、そこでまた今日の話を踏まえていただいて、アンケート結果もございますけど、それから過去の経緯もあるということでございます。そういうことを含めながら次回の議題かと思っております。

あと5分になりましたので、それではきょうの最後の議題としまして、今後の会議の進行について、事務局から説明をお願いいたします。

○特命担当課長 それでは、資料12号を見ていただきたいと思います。32ページになります。これはスケジュール案ということでございますけれども、きょう第1回が10月22日に行われました。総合体育館の現状について、また建て替え工事の概要についてということでございます。

2回目は、約1カ月後、11月下旬ということになりますけれども、先ほどもありました、この会議中で次の日程をとることがございました。11月19日ということをお願いしたいと考えてござ

います。同じ場所、同じ時間ということでお願いできればと思います。

○市川会長 きょうを含めて5回を考えていること、それから次回は11月19日の月曜日6時半からということでございますが、このスケジュールに関しましてご意見、ご質問はございますか。よろしゅうございますか。

今日の資料12番には第2回目は11月下旬となっておりますが、今口頭でありましたように、11月19日月曜日、午後6時半からでございます。

○特命担当課長 第2回目としては11月ということで、建て替え候補地として元町エリアを課題としたいということでございます。第3回目でございます。12月下旬として、建て替え候補地について、旧第四中学校跡地と現地について議論をしたいということでございます。第4回目として1月下旬、建て替え候補地についてすべて一応終わるということで、比較検討をここでさらにして、方向性について検討したいということでございます。第5回目としては、答申（案）の検討・提示をしていきたいと。また、第6回は予備としたいということでございますので、こちらの方のご審議ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○市川会長 以上、事務局の説明でございましたが、何かご質問はございますか。

○香川委員 資料の請求を先ほどいたしましたけれど、今回のこの資料は、実は金曜日の夕方の郵便で来たんです。読むのが非常に忙しかった。特に宮田さんとか、先週といいましょうか、土日に千駄木の方の下町祭をやっていましたよね。根津千駄木下町祭、読む時間がなかったかと思うんですけどいかがですか。

非常に私も忙しかったんです。それで一応考えながら読むと、それなりの時間もかかりますので、できましたら、公募の委員も何日必着というんですけれども、10日前ぐらいまでには資料をいただきたいんです。たまさか私、土日用事がなかったので土日にかけて一生懸命読んだんですけど、一般の人たちにも土日というのにいろいろ用事があると思うんですよ。ですから、そんなきゅうきゅうにいけないで10日ぐらいということでお願いします。

○企画政策部長 大変申しわけありません。なるべく早くお配りを、配付したいということで努力したのですが、いろいろ修正等ございまして。今おっしゃるとおり、できる限り早く、10日前は少し難しいと思ひます。これは一月単位の会議ですから。ですから1週間ぐらい前には努力目標として。ただし会議録は到底間に合いませんので、これだけはご了承いただきたい。資料については努力目標として最大限努力いたします。

○市川会長 なるべく時間の許す範囲で早目をお願いしますということで、委員の方もそれで。

それでは、本日…、どうぞ。

○伊藤委員 スケジュールにあわせて会長に、この会の進め方についてお尋ねしたいことが2点ほどあります。一つは、先ほど資料8かな、19ページのところで、前回の都市計画審議会の概要の説明のところで、賛否をとる状況にないというような言葉とか、賛否の判断はできないというふうなことが書いてあります。それで、これは表決をするという意味なんでしょうか。つまり先

ほど人数は関係ないと。元気に発言される方がある、それが非常に会議の雰囲気を決めるんだというようなことがありましたけれども、人数に関係ないということは表決はなさらないということでしょうかというのが1点と、もう一つは、いろいろ話を伺ってみると、このいずれの候補地もさまざまに問題があって、ある意味では関係するようなところもあって、あるところを審議しているときにほかのところと比べてどうかみたいな話も当然出ざるを得ないんじゃないかと思うので、切り分けて、これだけにしかやらないと。最後全体については4回目にやるというふうなことは、余り厳密になさらないで、できれば少し融通のある議論もお許しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○市川会長 何事も否定することはございませんが、限られた回数の5回。きょう1回終わって1回2時間の中で、我々は最善のスケジュールを組んでいるつもりでございますので、その中でできることをやっていくと。今お話に出てきた中のご質問は二つあって、まず表決についてでございますけれども、本当に議論が割れた場合、表決というのは必ずあるわけです。私が申し上げたのは、意見の主張は妥当性があれば、多くの賛同を得られるわけです。そうすれば表決になっても、それは説得できるわけです。そういうことを申し上げたのであって、人数ということよりも、こういう場合は、議論を交わしてみんなが納得することによって意見が動きます。ですから、人数というよりは、意見の妥当性がどのくらいあるかにかかっているのです。そういうことをおっしゃれば良いのではないかとということを申し上げたので、表決は通常ございません。こういうところでは。半数が反対するようなものはやっぱり出せませんから。ですから普通は無いのですが、しかし状況によっては、多くの人が賛成なのに、どうしても反対だという方が出てきた場合は、これは最後時間の限られた中で表決ということはある得ます。そういうことは申し上げておきます。

それから2つ目のほかと比較してというお話は、一応ほかと比較するのですが、一回一回資料を相当持ってきてやるときに、それではほかはとやっていくと、議論は拡散するだろうから、次回は元町エリア、これは公園と小学校がある。次々回は第四中学校跡地と現地ということで分けたらどうかということであって、全くだからほかを否定するのではなく、とりあえずそこを集中しないと、今日の議論のように、やっぱりいろいろと散っていくわけですね、人はどうしても。ですからもう一回集めながらという作業ではなく、2回に分けてやったらどうかということを考えてつくったスケジュールでございます。ご理解いただけますか。

○伊藤委員 わかりました。

○市川会長 ありがとうございます。

○小森谷委員 次回が11月19日という、先ほどありましたんですけど、もう私なんかそこにスケジュールが入っていますが、どうかこの会には出席したいとは思いますが、なるべく私の場合にはもうこのときだと1月まで入ってきていますから、もし何ならなるべく早く決めてほしいなと思います。それで動きたいと思います。よろしくお願いします。

○市川会長 何か事務局ありますか。

○企画政策部長 なるべく早く、次回ではなくて、早目早目にお出しするようにします。

○香川委員 最後にします。先ほど議長が、議事録を次回に提示するとおっしゃいましたけれども、次回に提示してその場で各委員が自分の発言の確認というのはすごく忙しいと思うんですね。区の方は、議事録は前もって、そんなに早くできないとおっしゃいますけれど、なるべく努力していただきたいということをこの席で要望させていただきます。

○市川会長 一般論で言うと、議事録はかなり遅れます。ですから、恐らく次回出してももう一回見ていただいて、すぐには出ないと思います。事務局からどうぞ。

○企画政策部長 おっしゃるとおりで、会議録をつくるのに相当な時間がかかります。しかし、それは鋭意私ども努力して、次回に、次の会にお出しをしたい。ただ、その場で見ろというわけではありません。ですから、一定の期間家へ帰って持って行っていただいて、後日指摘してくださいというやり方をして、整理をしていきたいと考えています。

○市川会長 よろしいですか。

それでは、ちょうどお時間も若干過ぎましたが、第1回の議事、すべて本日審議されました。どうもありがとうございました。次回は11月19日です。失礼します。

文責：企画政策部企画課

(この議事録は、録音テープに基づいて作成しました。)